

内部質保証方針

「プロテスタント福音主義信仰に立ち、教派を超えて21世紀の教会と社会に奉仕する世界宣教の働き人を育成するために、実践的な神学教育を施す」（「建学の精神」）ことを目的とする本学は、支援者、および一般社会の付託を受けて立てられている教育研究機関として、その教育・研究、社会貢献、大学経営、内部質保証のあり方について、自らと第三者による不断の点検・評価を行い、課題の改善に取り組むことが不可欠である。

本学では継続的な自己点検・評価と改善のため、ここに内部質保証ポリシーを定めて、全学的にいっそうの取り組みを推進する。

- 1 本学は、自己点検・自己評価活動、および外部認証機関による認証評価をとおして、本学の教育・研究、社会貢献、大学経営、内部質保証について自らによる不断の検証と改善を行い、内部質保証の責任を果たす。
- 2 そのために、学長のリーダーシップのもと、内部質保証推進委員会において、自己点検・自己評価報告、私立学校法に基づき作成される単年度事業報告及び計算書類その他の関係資料を収集及び分析し、その結果に基づいて本学及び本法人の運営に関する改善方策を審議する。
- 3 自己点検・自己評価委員会は本学の教育研究に関する活動状況ならびに組織、施設・設備、運営および財政の状況について、各部署が作成した報告をもとに、本学の建学の精神に基づき、全学的観点に立って自己点検・自己評価を行い、学長に報告する。
- 4 各部署は、常にPDCA(方針・計画、実施、点検・評価、改善)サイクルを機能させて業務を行う。
- 5 評価は、客観的な事実（エビデンス）にもとづいて行うように努めるとともに、評価に必要なデータベースの整備に努める。
- 6 点検・評価は、国の「大学設置基準」、大学基準協会の定める「大学基準」「点検・評価項目」「評価の視点」を踏まえて行う。
- 7 評価に際しては、必要に応じて第三者による評価、教育研究分野別の評価を行う。
- 8 点検・評価の結果は、学長より理事会および全学に提言され、提言を受けた理事会は改善への取り組みを行うとともに、必要な経営的資源の提供に努める。
- 9 自己点検・自己評価、認証評価の結果は、広く、分かりやすいかたちで一般に公開し、社会に対する説明責任を果たす。

2014年（平成26年）1月21日 理事会承認

2022年（令和4年）5月31日 理事会承認